広島広域公園入口広場等再整備事業

要求水準書

令和８年６月１７日

広　島　市

目　次

第１章　総則
１　本書の位置づけ・・・

（1）概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
（2）共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（3）遊具エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
（4）イベントエリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（5）ドッグランエリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
（6）お花見エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（7）園路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（8）植栽・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
（9）サイン計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
3　建築物に関する要求水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（1）概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（2）公衆トイレ①・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
（3）公衆トイレ②・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
（4）イベントステージ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
4　電気設備・機械設備に関する要求水準・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（1）電気設備・機械設備に関する共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・14
（2）電気設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
（3）給排水衛生設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第4章　業務の実施に関する要求水準
1　共通事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（1）基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
（2）共通業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
（3）その他共通業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
（4）資料等の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
（5）調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（6）近隣及び公園施設利用者への配慮・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
（7）市が行う説明への協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
2　設計業務に関する要求水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（1）設計業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
（2）設計業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（3）設計業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
（4）各種資料の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
（5）設計に係るその他の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
3　施工業務に関する要求水準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（1）施工業務の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

（２）施工計画書等の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（３）施工業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
（４）工事検査、中間検査等及び引渡し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
（５）施工に係るその他業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第１章　総則

１　本書の位置づけ

本要求水準書は、「広島広域公園入口広場等再整備事業（以下、「本事業」という。）」において、本市が要求する施設整備及び業務実施上の水準（以下、「要求水準」という。）を示すものである。

次に基本事項を示す。

- 要求水準は、本市が本事業に求める施設の守るべき基準を規定するものである。
- 要求水準は、原則として本市が要求する機能と性能を規定するものであり、施設の具体的仕様及びそれらを構成する個々の工法や機器等については、受注者が要求水準を満たすように提案を行うものとする。
- 本要求水準書の「第３章　整備対象施設に関する要求水準（別紙含む）」等において具体的な仕様等を規定しているものについては、提案条件を揃えるために示したものであり、その決定については、同等以上の性能を有することを条件に、設計期間中に本市との協議によって確定する。
- 【参考１　ゾーニングイメージ（案）】は、本要求水準書の内容を伝達するための資料であり、要求水準として扱うものではない。
- 受注者が提案した本事業に対する技術提案の内容のうち、本要求水準書に示す要求水準を上回るものについては、受注者が本事業を実施するに当たって要求水準の一部としてみなすものとする。
- 本要求水準書の「第３章　整備対象施設に関する要求水準（別紙含む）」に掲げる施設のほか、事業費の範囲内において、にぎわいの創出及び利用者の利便性の向上等に資する施設を追加提案することができるものとする。

２　用語の定義

【別紙１　発注資料リスト】に使用する用語の定義は、【別紙２　用語の定義】に定めるところによる。

３　事業の目的

広島広域公園再整備計画において“広域的な交流の場”と位置付けている入口広場に、イベントステージや大型遊具・インクルーシブ遊具を新設するとともに、“地域に愛される公園”と位置付けているピクニック広場の花見広場への改修や緑地へのドッグランの新設を行い、新たなにぎわいや交流の場を創出することとしている。

４　参考とすべき意見等について

本事業は、本要求水準書の記載事項を満たした上で、【参考２　広島広域公園再整備計画】、【参考３　広島広域公園の再整備に向けた提案】、【参考４　インクルーシブな公園の

整備方針】及び【参考５　広島広域公園の再整備に係るこどもアンケート結果】の内容等を参考とすること。

５　本事業の範囲

入口広場等の再整備に係る設計業務及び施工業務を本事業の範囲とする。

業務の範囲については、【参考６　適用法令及び適用基準リスト】に示す各種基準、仕様書、本要求水準書及び質問に対する回答書で定めたものとする。

なお、本事業を進めていく上で、想定されるリスクについては、【別紙３　リスク分担表】を参照すること。

６　事業の完了及び完成期限等

本事業の完了（完成）期限は、令和 11 年３月 30 日（金）とする。

建築物については、完了期限までに建築基準法第 18 条第 18 項の規定による検査済証の交付を受け、本市に引き渡すこと。

７　参考内訳書の提出方法について

（１）契約及び参考内訳書の作成時期について

契約は、「５　本事業の範囲」に示す設計及び施工について、契約書類に基づき締結するものとし、契約金額は優先交渉権者との価格等の交渉及び見積合わせを経て確定した金額とする。

また、参考内訳書の内容及び提出時期を次に示す。

- 受注者は、本契約締結後速やかに、科目・細目を含めた契約時参考内訳書を提出すること。
- 設計終了時（工事着手前）に、契約金額に対する詳細な参考内訳書（以下、「設計後参考内訳書」という。）を設計図書に基づいて作成し提出すること。

  また、設計後参考内訳書の単価は、契約時参考内訳書に用いた単価の準用を原則とし、契約時参考内訳書に示されていない新たな単価が生じた場合は、契約時参考内訳書の単価に準じて、本市と受注者が協議の上、市が承諾した金額で単価設定を行うこと。

  ただし、要求水準書に示す性能等を満たすための工事費目については、その数量増減に関わらず、当該工事費の増額を認めないため、採用する単価について、本市と受注者が協議の上、調整する可能性がある。
- 工事段階のコスト管理には設計後参考内訳書の単価を用いること。

  設計後参考内訳書の作成に先立ち、単価表を作成し、監督員に提出して確認を受けた上で設計後参考内訳書の作成を行うこと。

  なお、設計後参考内訳書については、監督員に提出し確認を受けた上で工事着手

すること。

（２）賃金又は物価の変動に関する取扱いについて

広島市建設工事請負契約約款第 25 条第１項から第４項（全体スライド）については、次の適用方針とする。

① 広島市建設工事請負契約約款第 25 条を適用する基準日は初回に提出された実施設計図書が確認された日とする。

② 物価指数は、建設工業経営研究会「広島・経研標準建築費指数」を基に本市が算出する指数を使用する。

③ 物価指数算出の起算日は、初回に提出された設計図書が確認された日とする。

④ 積算基準類に設定のない工種等の見積について、機労材別で内訳を提出せず、一式にて価格等の交渉が成立した場合には、その工種については請求の対象外とする。

８ 契約書類の構成と優先順位

契約書類の構成及び優先順位は次のとおりとし、各書類間で相違がある場合は、優先順位の高いものを正とし、その他優先順位などについて疑義が生じた場合には、発注者と協議の上、決定する。

① 事業契約書

② 質問回答書

③ 要求水準書（別紙を含む）

④ 技術提案書（ただし、技術提案書の内容が、質問回答書、要求水準書に示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類はこれらに優先する。）

９ 契約不適合責任

不適合責任は広島市建設工事請負契約約款に定めるところによる。

10 要求水準の変更

発注者は、事業期間中に次の事由により、受注者と協議の上、要求水準を変更する場合がある。

① 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。

② 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき又は業務内容が著しく変更されるとき。

③ 本市の事由により業務内容の変更が必要なとき。

④ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

第２章　本事業における条件

１　整備予定地の概要

整備予定地は、広島広域公園内の南側に位置する。

広島広域公園は、令和７年度より再整備事業を推進しており、整備予定地周辺においても今後順次工事を実施する予定である。

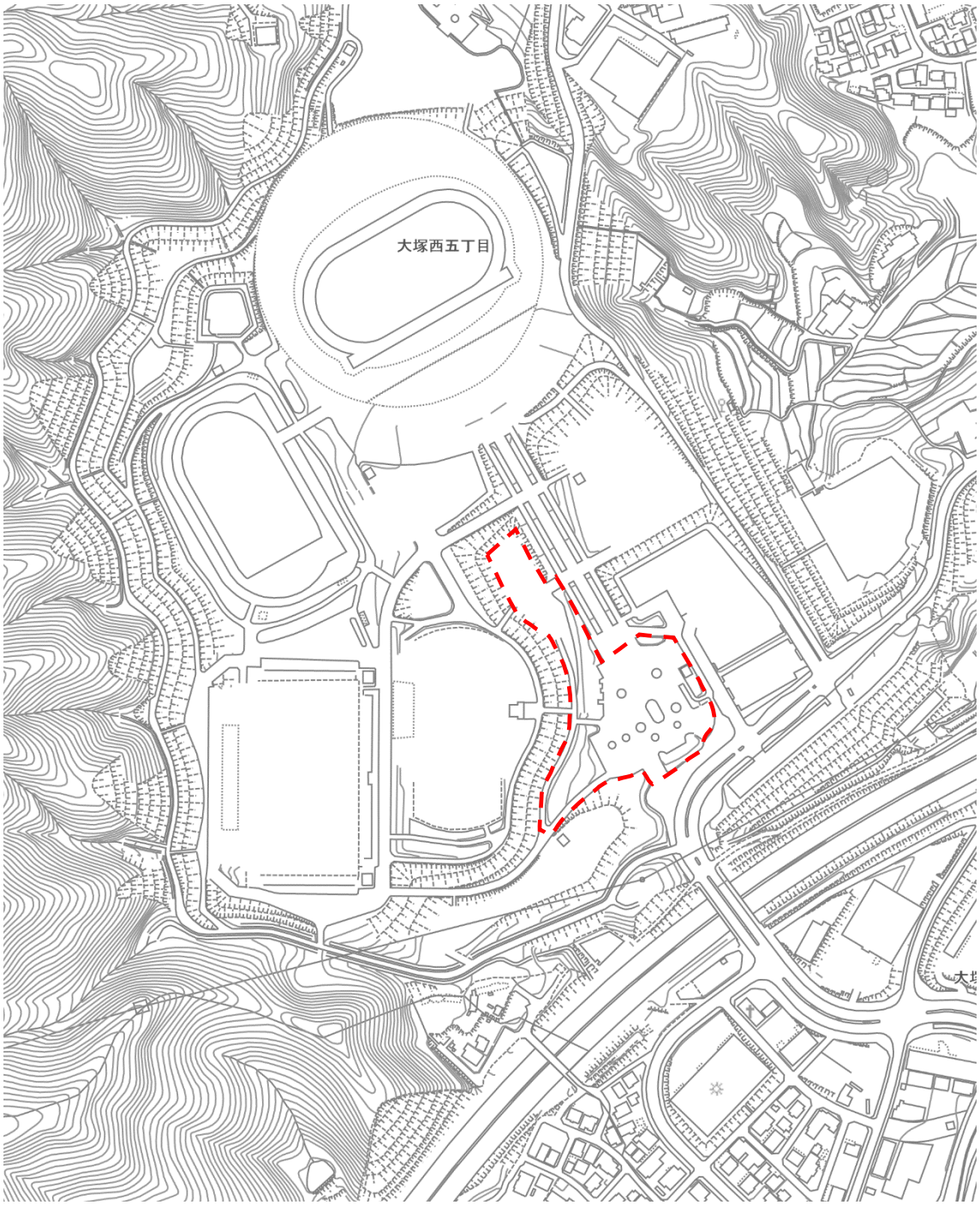

２　法規制等

所在地	安佐南区大塚西五丁目 【別紙４　案内図】参照
敷地面積	約１．７ha（広島広域公園全体面積：約 59.9ha） 【別紙５　敷地区域図】参照
都市計画区域	都市計画区域内　市街化区域
用途地域	第二種住居地域
建ぺい率	60％
容積率	200％
防火地域・準防火地域	指定なし
都市公園法関係	・建ぺい率：22％（一般施設（法４条第１項）：2％以下＋特例施設（令６条第１項１号）：10％以下＋特例施設（令６条第１項４号）：10％以下） ・運動施設敷地面積：50％以下 ※現状の公園施設の建築面積等については、【参考７　建ぺい率等について】を参考とすること。
汚水供用開始区域	指定あり
景観計画関係	景観計画重点地区（西風新都地区）
都市機能誘導区域	高次都市機能誘導区域（広域拠点型）
居住誘導区域	指定あり
その他の規制	宅地造成等工事規制区域

３　整備予定地の状況

建設予定地の状況は、【参考８　広島広域公園当初整備図面】を参考にすること。

ただし、上記資料は広島広域公園当初整備時の資料であるため、現地と異なる場合がある。

インフラに関して、本要求水準書の他、必要な情報は、受注者において収集・作成すること。

本事業上、支障となる園路灯や自動販売機等については、受注者が指定管理者や供給事業者等と協議を行い移設等の対応を行うこと。

（１）周辺道路等の状況

・　建設予定地の南東に隣接する車道は、広島広域公園内の園路であり道路法上の道路ではない。

（２）各種埋設施設等の状況

・　各種埋設物等の現況については、【参考８　広島広域公園当初整備図面】を参照すること。

ただし、上記資料は広島広域公園当初整備時の資料であるため、現地と異なる場合がある。

・　引き込み及び接続計画は、「第３章２　入口広場等の要求水準」及び「第３章４電気設備・機械設備に関する要求水準」を参照した上で計画を行い、受注者の提案を基に発注者と協議を行った上で進めること。

（３）地盤状況

・　本事業において建築場所の必要な地盤情報等は、発注者と協議の上、地盤調査計画を作成し、受注者の費用負担で調査を行うこと。

（４）土壌状況

・　土壌の状況については、「一定規模以上の土地の形質変更の届出」を行った後、必要に応じ受注者の費用負担で調査を行うこと。

４　既存物（施設）の取扱い

整備予定地内における施工の支障となる施設の取扱いについては、原則撤去を行ってよいものとする。

ただし、施設の撤去を行う場合は、原則、基礎等含め全撤去とし、再利用可能な資材については、可能な限り再利用を行うものとする。

なお、事業期間中に寄贈物件等であることが判明した施設においては、本市と協議の上、移設等の対応を検討することとする。

５　既存樹木の取扱い

整備予定地内の既存樹木の取扱いについては、入口広場中央に植樹されているしだれ桜（【参考９　寄贈物件位置図】参照）以外、施工の支障となる樹木は、移植及び撤去を行ってよいものとする。

ただし、樹木の撤去を行う場合は、原則、伐根まで行うこととし、再利用可能な資材については、可能な限り再利用を行うものとする。

なお、しだれ桜が工事の支障となる場合においては、事前に寄贈団体に説明を行った上で、広島広域公園内に移植するものとする。

また、事業期間中に寄贈樹木等であることが判明した樹木においては、本市と協議の上、移設等の対応方法について検討することとする。

６　開発行為の許可

都市計画法第 29 条第１項に規定する開発行為の許可については、同項ただし書きを適用し許可手続きは不要である。

７　埋蔵文化財調査

建設予定地周辺は埋蔵文化財包蔵地であるため、現地調査（試掘）を実施する場合がある。

詳細については、「第４章１（５）イ　埋蔵文化財調査」による。

８　適用法令及び適用基準

本事業の実施に当たっては、設計及び施工等の各業務の提案内容に応じて関連する関係法令、条例、規則、要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針、解説版、ガイドライン等についても本事業の要求水準書と照らしあわせて適宜適用するものとする。

本文中に特記されている各種基準等については遵守すること。

関係法令、各種基準等については、【参考６　適用法令及び適用基準リスト】に示す法令等を参考の上、設計者及び施工者の責任において調査し、各々の許認可手続上設定される基準日に最新のものを採用すること。

また、関係法令に基づく関係機関との協議結果及び指導に従って工事を行うこと。

ただし、契約以降の法改正等に基づく不可避な変更で、金額の増減が生じる場合は、要求水準の変更として扱う。

なお、本事業は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象建設工事である。

第３章　整備対象施設に関する要求水準

１　共通事項

（１）施設内容

基本方針	再整備の方向性	取組
広域的な交流の場	ファミリー利用を中心とした多様な利用の場の整備	大型遊具・インクルーシブ遊具等の新設
		入口広場の改修（イベントステージの新設）
地域に愛される公園	地域と連携した新たな魅力の創出	ドッグランの新設
		花見広場の改修

（２）景観への配慮

広島市景観計画（推進編　第７章　西風新都地区）に基づき、緑豊かな山並みとの調和を図りながら、自然に囲まれた都市拠点にふさわしい個性的で潤いのある景観づくりに寄与する計画とすること。

なお、一定の規模を超える遊具については、上記計画に位置付けられている届出対象行為に該当する場合があるため留意すること。

（３）環境への配慮等

ア　環境負荷低減性に関する性能

（ア）適正使用・適正処理に関する性能

- 「建設副産物適正処理推進要綱」及び「建設リサイクル推進計画 2020～「質」を重視するリサイクルへ～」に基づき、適正使用・適正処理に配慮すること。
- 木材をはじめ資材の調達に当たっては、輸送にかかるエネルギー消費による排出抑制に努めるものとすること。

（イ）エコマテリアルに関する性能

- 環境負荷低減に配慮した材料を積極的に採用すること。
- 廃棄物等の再使用又は再生利用した資機材を積極的に使用すること。
- 部分的な更新が容易となるように汎用性の高い規格化された材料等を使用すること。

（ウ）省エネルギー・省資源に関する性能

- 脱炭素社会や持続可能な社会の実現に向けた具体的な取り組みを積極的に検討すること。
- 電気・設備機器等については、省エネルギータイプを使用すること。

イ　周辺環境保全性に関する性能

（ア）地域生態系保全に関する性能

- 良好な都市環境形成及び地域や都市への熱負荷低減のために緑化を行うこと。
- 保水性舗装等の採用に係る検討を行い、熱負荷の低減を図ること。

（イ）周辺環境配慮に関する性能

- イベント開催時の周囲への音伝搬、振動伝搬について検討し、周辺環境への影響を低減する計画とすること。

ウ　その他

- 広島市公共施設福祉環境整備要綱（令和７年８月改正）の公共施設整備基準に適合した施設とすること。

  同要綱の適用に当たっては、広場の出入口、通路、公衆トイレ及びベンチ等の附帯設備は特記無き限り、同要綱の別表「第３　公園」の規定を適用すること。
- ユニバーサルデザインや景観に配慮した計画とすること。

２　入口広場等の要求水準

（１）概要（【参考１　ゾーニングイメージ（案）】の考え方）

- 事業範囲に、遊具エリア、イベントエリア、ドッグランエリア及びお花見エリアを整備する。
- 遊具エリアは、利用するこども達の体格や能力などにより、概ね６歳から１２歳を対象とする児童用遊具エリアと、概ね３歳から６歳を対象とする幼児用遊具エリアに区分し、児童用遊具エリアに広島広域公園のシンボルとなる大型複合遊具を整備

する。

また、年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関わらず、すべての人が楽しめるインクルーシブな機能を持つ遊具を整備する。

・ イベントエリアは、イベントの開催に対応できる屋根付きステージを整備し、多様な交流やにぎわいを創出する。

・ ドッグランエリアは、小型犬と中・大型犬のエリアに区分することで安全性を確保するとともに、臭いなどドッグランの特性に配慮した快適に利用できる場を創出する。

・ お花見エリアは、快適に花見を楽しめる園路やトイレ、ゆったりと過ごせるベンチやテーブル等を整備し、憩いの場を創出する。

・ 参考１のゾーニングイメージ（案）は、あくまでイメージしやすいよう設定したものであるため、要求水準を満たす範囲において、別途、設定できるものとする。

（２）共通事項

・ 構造物及び建築物等を計画する際には、地下埋設物を損傷しないよう、事前に調査を行い現地状況の確認すること。

・ 「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂第２版）」（国土交通省）並びに「広島市公共施設福祉環境整備要綱」に適合した設計を行うこと。

・ 公園施設は、利用者が快適・安全に利用できる十分な性能を確保すること。

・ 公園施設は、こども、高齢者及び障害者等に十分配慮した設計とすること。

・ 色彩計画は、色覚に配慮して、情報が全ての利用者へ正確に、快適に伝わるような計画とすること。

・ 材料の選定に当たっては、本市の気候やその他の立地条件及び想定される通常の使用条件下において耐久性や耐候性が確保されたものとすること。

・ 敷地内の排水系統との関連に留意し、各エリアに適した排水施設を検討すること。

・ 雨水排水について、ポンプを設けず適切な排水処理が可能な構造とすること。

・ 供用開始後の維持管理コストの低減に十分配慮した設計とすること。

・ 公園利用者が快適に過ごせるよう、体感温度の低減や熱中症リスクの軽減を図るなど、暑さ対策に配慮した計画とすること。

（３）遊具エリア

・ 整備する遊具は、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第３版）」（国土交通省）及び「遊具の安全に関する基準（JPFA-SP-S:2024）」（(一社）日本公園施設業協会）に適合するものであること。

・ 整備する遊具は、（一社）日本公園施設業協会・賠償責任保険制度の責任保険が適用されるものであること。

・ 整備する遊具は、様々なこどもが楽しめるとともに特性や能力に応じて選択できるようにすること。

・　児童用遊具エリアと幼児用遊具エリアに区分した上で、児童用遊具エリアには、広島広域公園のシンボルとなる大型複合遊具を整備すること。
・　児童用遊具エリアの面積は 1,400 ㎡以上とし、幼児用遊具エリアの面積は 1,000 ㎡以上とすること。
・　大型複合遊具は、中国四国地方の中でも目玉になりえる規模や独自性又は独創性を有し、誰もが何度も足を運びたくなる魅力的な施設とすること。
・　幼児用遊具エリアに、インクルーシブな機能を持つ遊具を整備すること。
　ただし、要求水準が確保できる場合は、幼児用遊具エリア以外に整備できるものとする。
・　インクルーシブな機能を持つ遊具の整備に当たっては、【参考４　インクルーシブな公園の整備方針】を踏まえること。
・　インクルーシブな機能を持つ遊具は、親と一緒に楽しめることや車椅子のまま遊べること、構造的に途中で引き返すことのない通り抜けできることとするなど、多様な利用に配慮すること。
・　インクルーシブな機能を持つ遊具の周辺等にカームダウンスペースを確保すること。
・　インクルーシブな機能を持つ遊具の利用及び利用者を考慮した柵や遊具の集積により、安全性やエリア性を確保すること。
・　整備する遊具の直下及び安全領域は、落下に対する衝撃緩和措置が講じられた舗装とするなど、安全性の向上に配慮すること。
・　誰もが楽しく利用できるよう、遊具の基本的な使い方や注意点をわかりやすく記載した看板を設置すること。
・　静電気対策など、部材による特性を踏まえた措置を講じること。

（４）イベントエリア

・　地域住民等によるイベント（マルシェやフリーマーケット等）の開催を想定した設えとするとともに、イベントに応じてキッチンカーなどの移動販売車が出店できるインフラを整備すること。
・　イベントステージ前には、観客滞留空間を確保することとし、観客滞留空間の広さは、800 ㎡以上確保すること。
・　移動販売車の入退場等に対応できる適切な車両動線、移動及び駐停車における荷重を踏まえた地盤仕上げを施すこと。
・　移動販売車の出店を想定した周辺の滞留スペース等を考慮した計画とすること。

（５）ドッグランエリア

・　無料で利用できる施設として設計すること。
・　小型犬、中・大型犬のエリアを設け、それぞれ 400 ㎡以上とすること。
・　ドッグラン特有の臭い、糞尿などへの対策を講じること。

・　各エリアに、犬用のトイレや水飲み場、足洗い場等を整備し、利用しやすい環境を整えること。
・　各エリア及び各エリアの地表面は、犬だけでなく飼い主も一緒に遊べるよう工夫すること。
・　ドックランの利用者や公園利用者が快適に利用できる設えとすること。
・　管理用車両が進入可能な管理道を整備すること。
・　管理道の幅員は3m以上を確保するとともに、専用の門扉を設けること。
・　小型犬エリアと中大型犬エリアの外周には、高さ1.5m以上のフェンスを設置し、利用者出入口となるフェンスの構造については、二重構造とすること。

（６）お花見エリア

・　地面の仕上げは、園路部分を除き原則天然芝とすること。
・　小さなこどもが走り回ったり、ボール遊びができたりする広場を整備すること。
・　車椅子やベビーカーの利用者にも配慮したゆったりと過ごせるベンチやテーブル等を配置すること。
・　緑陰樹による木陰や屋根付きの休憩施設を設けること。
・　植樹木は、出来るだけ四季に応じて鑑賞できる樹木を選定すること。

（７）園路

・　園内の競技場での大会開催時における人の流れを考慮した設計とすること。
・　主たる園路は、管理用車両が進入できる３m以上の幅員とすること。
・　補助的な園路は、車椅子同士がすれ違いできる２m以上の幅員とすること。
・　その他、舗装構成等については、各エリアの利用を考慮して設計すること。

（８）植栽

・　快適で見通しの良い植栽計画とすること。
・　樹種は、地域性や維持管理の容易さを考慮して選定すること。
・　樹種、規格、植栽の場所に応じて、適切な支柱工を選定すること。
・　新植樹木等（移植樹木を含む）が本事業完成引渡し後、１年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯れ枝が樹冠部の三分の二以上になった場合及び通直な主幹をもつ樹木については、樹高の三分の一以上の主幹が枯れた状態）となった場合には、原則、受注者は、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植え替えること。

（９）サイン計画

・　ユニバーサルデザインの考え方を用いた適切なサイン計画とすること。
・　ピクトグラムを用いるなど、明瞭でわかりやすいサインとすること。
・　主要なサインの言語は、４か国語（日本語、英語、中国語、ハングル）に対応できるようにすること。
・　広島広域公園の現在のサインとの調和を図ること。

３　建築物に関する要求水準

（１）概要

ア　建築物に関する共通事項

建築物については、「官庁施設の基本的性能基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に準ずること。

耐震性については、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の分類による。

・安全性に関する性能（現計画における、公衆トイレ・ステージ屋根について）
　・耐震性能　：分類Ⅲ類
　・耐火性能等：分類Ⅳ類
・木材利用

「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」及び「広島県産木材利用促進条例」の趣旨を尊重し、木材利用の促進を図り、製材、ＣＬＴ等の集成材、合板等の木材を可能な限り利用する計画とすること。

イ　法規制

・市街化区域
・用途地域：第二種住居地域（建ぺい率 60%、容積率 200%）
・その他地域：宅地造成工事等規制区域、景観計画重点地区、汚水供用開始区域、高次都市機能誘導区域、居住誘導区域

（２）公衆用トイレ①

・　入口広場にある既設トイレを解体撤去し、公衆用トイレ①を新設すること。（【参考１　ゾーニングイメージ（案)】参照）
・　新設に当たっては、広島市公共施設福祉環境整備要綱別表「第３　公園」の「３公園トイレ」の基準を満たすこと。
・　バリアフリートイレ（多目的トイレ）及び男女別トイレを整備すること。
・　各トイレは２４時間利用できるようにすること。
・　各トイレは、利用者の行動及びニーズを満たす空間とするとともに、維持管理性の向上に努めること。
・　各トイレの基数等は以下を満たすこと。ただし、利用者ニーズ等を踏まえた適切な基数等が提案できる場合は、これによらない基数等とすることができる。

ア　バリアフリートイレ

車椅子使用者等対応トイレ	１基
オストメイト対応トイレ	１基
ユニバーサルシート（多目的シート）	１基（常設タイプでも可）
フィッティングボード	１基

ベビーチェア　１基
幼児用小便器　１基
手洗い場　１基

イ　男性用トイレ

大便器　２基
小便器　５基
おむつ交換台　１基
手洗い場　３基
掃除用具入れ・掃除用流し　１式

ウ　女性用トイレ

大便器　６基
おむつ交換台　１基
幼児用小便器　１基
手洗い場　３基

・　男性用トイレ及び女性用トイレの大便器のうち、１基以上は幼児用補助便座を設置すること。
・　男性用トイレ及び女性用トイレの大便器のうち、１基以上はベビーチェアを設置すること。

（３）公衆用トイレ②

・　お花見広場内に公衆用トイレ②を新設すること。
（【参考１　ゾーニングイメージ（案)】参照）
・　新設に当たっては、広島市公共施設福祉環境整備要綱別表「第３　公園」の「３公園トイレ」の基準を満たすこと。
・　バリアフリートイレ（多目的トイレ）及び男女別トイレを整備すること。
・　各トイレは２４時間利用できるようにすること。
・　各トイレは、利用者の行動及びニーズを満たす空間とするとともに、維持管理性の向上に努めること。
・　各トイレの基数等は以下を満たすこと。ただし、利用者ニーズ等を踏まえた適切な基数等が提案できる場合は、これによらない基数等とすることができる。

ア　バリアフリートイレ

車椅子使用者等対応トイレ　１基
オストメイト対応トイレ　１基
ユニバーサルシート（多目的シート）１基（常設タイプでも可）
フィッティングボード　１基
ベビーチェア　１基
幼児用小便器　１基

手洗い場　　１基

イ　男性用トイレ

大便器　　１基

（ベビーチェア及び幼児用補助便座を設置すること。）

小便器　　２基

おむつ交換台　　１基

手洗い場　　３基

掃除用具入れ・掃除用流し　　１式

ウ　女性用トイレ

大便器　　２基

おむつ交換台　　１基

幼児用小便器　　１基

手洗い場　　３基

・　女性用トイレの大便器のうち、１基以上は幼児用補助便座を設置すること。
・　女性用トイレの大便器のうち、１基以上はベビーチェアを設置すること。

（４）イベントステージ

・　広島市公共施設福祉環境整備要綱「第１　建築物」の「１７　客席の通路から舞台への通路」の基準を満たすこと。
・　寸法は、幅 12m×奥行 6m程度とし、神楽や吹奏楽の演奏会などの実施可能な規模とすること。
・　高さは、イベント利用や普段のこども達の利用などを考慮した、広場内の空間として適切な高さとすること。
・　常設の屋根を設置することとし、軒寸法は 1.5m以上とすること。
・　周辺かつ公園利用者の支障とならない場所に、電源ボックスを設けること。

４　電気設備・機械設備に関する要求水準

（１）電気設備・機械設備に関する共通事項

・　「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編／機械設備工事編）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）、「広島市公共建築工事特記仕様書（電気設備工事編／機械設備工事編）」、「広島市設備工事標準図」の基準・仕様を満たすこと。
・　施設の機能を十分に発揮させる機器を採用するとともに、省エネルギー・省資源に寄与する設備の整備を行い、周辺環境等への配慮、管理の容易さ、安全性、信頼性及び耐久性を考慮した構造及び配置とすること。
・　事故及び事故による波及の防止を考慮した設備とすること。
・　設備の更新・増設等の将来的な対応を考慮した設備とすること。

（２）電気設備

ア　電灯設備

・　照明は、夜間の通行及び防犯のため、周辺環境等のとの調和を考慮しつつ配置を工夫し、デザイン性、機能性及び省エネルギー性に配慮して整備すること。

・　器具については、各エリア及び園路の特色を考慮し、耐候性及び耐食性の高い製品を採用するとともに、更新及び修理が容易なものを選定すること。

・　各エリア及び園路における照度は、「JIS Z 9110」及び「安全安心まちづくり推進要綱」（警視庁）を参考に適切に計画を行うこと。

イ　幹線設備

・　ケーブルは、盤内以外で分岐及び接続は行わないこと。

・　幹線は全てケーブル配線とすること。

ウ　接地

・　接地極は、整備する設備に合わせ、設置工事の種類に応じた設置抵抗値が得られる形式等を採用し整備すること。

エ　構内線路

・　ハンドホールを適切に設けること。

・　配電線路の管路は、原則ケーブル１条につき１本とし、予備配管を設けること。

・　地中埋設配管は、必要な埋設深さを確保し、埋設表示シート、埋設表示杭を敷設すること。

（３）給排水衛生設備

・　植栽及び芝生帯には散水栓を設けることとし、散水栓の位置及び口径は、維持管理性を考慮し選定をすること。

・　【参考１　ゾーニングイメージ（案)】に示すイベントエリア（又はその周辺）及びお花見エリアに利用者が利用できる水飲み場を整備することとし、整備に当たっては車椅子使用者の利用を考慮すること。

・　水景設備を計画する場合は、景観・環境・安全・衛生に配慮するとともに維持管理等の費用に配慮した計画とすること。

第４章　業務の実施に関する要求水準

１　共通事項

（１）基本的事項

・　本工事（土木工事、建築・電気設備・機械設備工事）は、【参考６　適用法令及び適用基準リスト】を適宜適用する。

・　受注者は、要求水準及び技術提案を基に設計を行い、施工を適切に行うこと。
特に施設の品質確保を確実にするために、品質確保プロセスを適切に計画、実行及び管理すること。

・　受注者は、共同企業体構成員の業務内容に応じて業務分担を具体的に定めるこ

と。

また、共同企業体構成員が行う業務について代表企業が統括管理を行うこと。

・　代表企業は、共同企業体構成員が的確に業務を実施するように、共同企業体構成員の業務管理を行い、業務間での必要な業務の漏れ、不整合その他の事業実施上の障害が発生しないよう必要な調整を行うこと。

また、代表企業は、共同企業体構成員が分担するコスト管理、要求水準の確認及び技術提案の確認等の管理を行うこと。

・　受注者は、各業務を行うに当たり、市関係部署や広島広域公園活性化協議会、近隣住民等からの要請や意見に対して可能な限り対応すること。

・　受注者は、発注者からの要請があった場合に、広島広域公園活性化協議会等が開催する会議へ参加すること。

・　受注者は、工事・業務実績情報（コリンズ・テクリス)、公共建築設計者情報システム（PUBDIS）に登録すること。

なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員（監督員）の承諾を受けること。

（２）共通業務

ア　工程表の作成

受注者は、本契約締結後速やかに総合工程表（設計、施工）を調査職員に提出することとし、総合工程表を基に設計者が作成する設計工程表や、施工者が作成する施工工程表等の検証及び統括・取りまとめを行うこと。

総合工程表は、施工者等で調整の上、必要に応じて随時更新すること。

イ　体制表の作成

受注者は、本契約締結後速やかに体制表を調査職員に提出すること。

体制表には配置する技術者及びその役割について記載すること。

次の（ア）から（ク）に代表的な技術者の役割を示す。

配置予定技術者は、特記無き限り、複数業務の兼任は認めない。

（ア）統括責任者

統括責任者は、事業全体の進捗管理や設計業務及び施工業務の取りまとめを行うこと。

また、受注者の窓口として統括責任者は、より良い施設の具現化に向け、技術提案やコスト管理等について取りまとめを行うこと。

なお、統括責任者は土木工事の主任技術者又は監理技術者と兼務できるものとする。

（イ）管理技術者（土木設計）

管理技術者（土木設計）は、設計業務全体を統括し、土木、建築、各設備との調整を行うこと。

また、施工段階においては、「設計意図伝達等の業務」を行うこと。

（ウ）管理技術者（建築設計）

管理技術者（建築設計）は、建築、建築物内の各設備との調整を行うこと。

また、施工段階においては、「設計意図伝達等の業務」を行うこと。

（エ）担当技術者（電気設計・機械設計）

担当技術者（電気設計・機械設計）は、電気設備、給排水設備、空調換気設備等に関する設計を行うこと。

また、施工段階においては、「設計意図伝達等の業務」を行うこと。

なお、電気設計及び機械設計の担当技術者は兼務できるものとする。

（オ）照査技術者（土木設計・建築設計）

照査技術者（土木設計・建築設計）は、設計の成果物の内容について技術上の照査を行うこと。

なお、照査技術者（土木設計）及び照査技術者（建築設計）は兼務できるものとする。

（カ）主任技術者又は監理技術者（土木）

主任技術者又は監理技術者（土木）は、土木工事に係る施工業務全体の取りまとめ及び施工業務を行うこと。

なお、主任技術者又は監理技術者（土木）は基本的に専任とするが、本工事に着手するまでの期間（本工事の現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）はこの限りではない。

（キ）主任技術者又は監理技術者（建築）

主任技術者又は監理技術者（建築）は、建築工事に係る施工業務全体の取りまとめ及び施工業務を行うこと。

なお、主任技術者又は監理技術者は基本的に専任とするが、建築工事に着手するまでの期間（建築工事の資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）はこの限りではない。

また、提案参加 JV の施工企業が１者となる場合は、主任技術者又は監理技術者（建築）に代えて、施工担当者（建築）を配置すること。

（ク）現場代理人

現場代理人は、施工者の代理として施工業務全体の取りまとめ及び施工業務を行うこと。

なお、現場代理人は主任技術者又は監理技術者（土木）と兼務できるものとする。

ウ　コスト管理

（ア）コスト管理の考え方

・　受注者は、契約締結から引渡しまで、要求水準の明確な変更が無い限り、技

術提案内容を遵守し、契約時参考内訳書に記載された単価を準用し、契約金額を下回るコスト管理を実施すること。

なお、賃金又は物価の変動等により工事価格の増加が予想される場合は、契約金額を下回るコスト管理を行うための提案を行い、発注者と協議すること。

- 契約時参考内訳書に記載が無い項目については、調査職員（工事段階は監督員）（以下、設計段階と工事段階を通しての対応の場合は、「調査職員（監督員）」という。）と受注者で協議の上、調査職員（監督員）が承諾した金額で単価を設定する。その際、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計の直接工事費に対する比率は、契約時参考内訳書上の比率を上限とする。
- 当該工事の目的を変更しない限度において、特に必要な場合又はやむを得ない事由により変更工事が発生した場合、本契約内にて対応し、変更契約は行わない。

（イ）設計期間中のコスト管理

- 受注者は、契約時参考内訳書に基づき、設計期間中におけるコスト管理を行うこと。
- 受注者は、設計図書の作成が完了するまでに、設計に基づく工事費を算出し、調査職員に提出した上で確認を受けること。

（ウ）施工期間中のコスト管理

- 受注者は、設計終了時に、設計図書に基づいて契約金額に対する設計後参考内訳書を作成し、工事着手までに調査職員（監督員）に提出し確認を受けること。
- 受注者は、設計後参考内訳書作成に先立ち、単価表を作成して調査職員（監督員）に提出し確認を受けること。
- 受注者は、設計後参考内訳書に基づき、施工期間中におけるコスト管理を行うこと。

エ　要求水準の確認

（ア）要求水準の確保のための受注者による管理に関する基本的な考え方

受注者は、要求水準書を満たすため、基本的に次の項目を（イ）に示す要求水準確認計画書に基づいて確認し、設計業務及び施工業務の管理を行うこと。

- 設計完了時における設計図書及び各種計算書等の確認
- 施工前における全体計画（工事中の周辺への配慮等）の確認
- 各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認
- 各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認
- 全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認

（イ）要求水準確認計画書の作成

- 受注者は契約締結後速やかに、前記（ア）を踏まえ要求水準確認計画書を作

成し、調査職員に提出し、承諾を得ること。

・　要求水準確認計画書には、個別の確認項目ごとに、要求水準の確認の方法と確認の時期、確認する者、その他必要な事項を記載すること。

・　要求水準確認計画書には、要求水準で定めた各項目を一覧化したチェックリスト（【参考１０　要求水準確認書（案）】を参考に受注者が作成）を添付すること。

・　要求水準確認計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、設計完了時及びその他必要な時期に適宜変更及び見直しを行うこと。

（ウ）要求水準の確認

受注者は要求水準確認計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、要求水準確認書を用いて要求水準を満たしていることの確認を行った後に、調査職員（監督員）の承諾を得ること。

（エ）設計図書の修正

・　調査職員は、受注者から提出された設計図書の内容が要求水準又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。

・　受注者は、設計図書の内容が要求水準又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、調査職員に不一致の報告を行った上で、自らの責任及び費用負担により速やかに設計図書の修正を行い、修正点について調査職員に提出し確認を受けること。

設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

オ　技術提案の確認

（ア）技術提案の実現のための受注者による管理に関する基本的な考え方

受注者は、技術提案の内容を実現するため、基本的に次の項目を（イ）に示す技術提案実施計画書に基づいて確認し、設計業務及び施工業務の管理を行うこと。

・　設計完了時における設計図書及び各種計算書等の確認

・　施工前における全体計画（工事中の周辺への配慮等）の確認

・　各部位の施工前における施工計画及び品質管理計画の確認

・　各部位の施工完了時における計画に基づいた施工の確認

・　全体の施工完了時における計画に基づいた施工の確認

（イ）技術提案実施計画書の作成

・　受注者は契約締結後速やかに、前記（ア）を踏まえ、調査職員と協議の上、技術提案実施計画書を作成し、調査職員の承諾を得ること。

・　技術提案実施計画書には、提案時の具体的評価項目ごとに、技術提案の確認の方法と確認の時期、確認する者、その他必要な事項を記載すること。

・　技術提案実施計画書には、技術提案で提案した各項目を一覧化したチェックリスト（【参考１１　技術提案確認書（案）】を参考に受注者が作成）を添付すること。

・　技術提案実施計画書は、業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、設計完了時及びその他必要な時期に調査職員（監督員）と協議の上、適宜変更及び見直しを行い、調査職員（監督員）の承諾を得ること。

（ウ）技術提案の確認

受注者は、技術提案実施計画書に基づき、設計及び施工の各段階において、技術提案確認書及び提出物（設計図書・工事書類等）をもって技術提案の設計及び施工へ反映状況の確認を行い、調査職員（監督員）の承諾を得ること。

（エ）設計図書の修正

・　調査職員は、受注者から提出された設計図書の内容が技術提案又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、受注者の責任及び費用負担において修正することを求めることができる。

・　受注者は、設計図書の内容が技術提案又は調査職員と受注者との協議において合意された事項との間に不一致があると判断した場合には、調査職員に不一致の報告を行った上で、自らの責任及び費用負担により速やかに設計図書の修正を行い、修正点について調査職員に提出し確認を受けること。

設計の変更について不一致があると判断された場合も同様とする。

（３）その他共通業務

ア　打合せ及び記録と報告

・　受注者は、調査職員（監督員）及びその他関係機関と協議打合せを行ったときは、その内容について、その都度書面（打合せ簿）に記録し、相互に確認すること。

・　調査職員（監督員）及び受注者は、指示、通知、報告、提出、承諾、回答及び協議（以下、「指示等」という。）を書面で行わなければならない。

この場合、特段、書式に定めを必要としない場合には、打合せ簿により行うものとする。

・　受注者が調査職員（監督員）に提出する書類で様式及び提出部数が定められていない場合は、調査職員（監督員）の指示によるものとする。

・　受注者は、業務の方針、条件等に疑義が生じた場合は、調査職員（監督員）と書面により協議しなければならない。

この場合、調査職員（監督員）は速やかに協議に応じるものとする。

打合せ内容は、打合せ簿に記録し相互に確認しなければならない。

イ　電子データのセキュリティ確保

受注者は、電子メール、打合せ資料及び電子データによる提出物等、電子データを調査職員（監督員）に提出する際には、あらかじめウイルスその他のセキュリティ対策されたものを提出すること。

ウ　情報セキュリティ確保

受注者が契約期間中に、業務に関する資料や設計図書等の紛失、誤送信、あるいは盗難にあった場合は、調査職員（監督員）に直ちに報告するとともに、情報の保全と回収を行い、漏洩した情報に伴う損害が発生した場合は、受注者の責において賠償すること。

エ　守秘義務及び個人情報の保護

- 受注者は、業務の実施に当たって、関連する法令等に基づき、個人情報を保護しなければならない。
- 受注者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 受注者は、個人情報を取り扱う業務を行う場合は、その取扱いについて「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

オ　安全等の確保

- 受注者は、本業務の実施に際しては、関係者だけでなく、近隣住民、通行者、通行車両などの第三者の安全確保に努めなければならない。
- 受注者は、本事業の実施に当たり事故が発生しないよう、関係者に安全教育の徹底を図り、指導及び監督に努めなければならない。

カ　関係機関への手続

- 受注者は、発注者が行う関係機関への手続等に協力しなければならない。
- 受注者は、業務を実施するための関係機関に対する手続等を適切な時期に行うとともに、その内容を書面により発注者に報告しなければならない。
- 受注者が関係機関から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員（監督員）に報告し協議するものとする。

キ　施設管理者等との協議等

- 受注者は、発注者が行う施設管理者等との協議等に協力しなければならない。
- 受注者が施設管理者等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員（監督員）に報告し協議するものとする。

（４）資料等の作成

ア　設計図書、完成図等の作成

- 受注者は、各設計図書等を作成すること。
  設計図書の内容は、【別紙６　設計成果物の内容】による。
  ただし、設計図書等の内容については調査職員と協議すること。
- 受注者は、引渡書類、完成図等を作成すること。
  引渡書類の内容は、【別紙７　引渡書類】による。

ただし、引渡書類、完成図等の内容については監督員と協議すること。

・　完成写真については、デジタルデータ及びアルバムを提出すること。

デジタルデータの提出方法は、「営繕工事写真撮影要領」に準じる。

撮影箇所、提出形態、部数、提出時期、取りまとめについての詳細は監督員と協議すること。

また、撮影業者は、監督員が承諾する建築完成写真撮影実績のある撮影業者とすること。

イ　維持管理に必要な資料作成

（ア）保全計画及び長期修繕計画の作成

（イ）その他必要なもの

ウ　固定資産管理用資料の作成

受注者は、発注者が行う本市の固定資産台帳へ登録するための管理用資料の作成に協力すること。

（５）調査

ア　地質調査（地盤等）

受注者は、本市の【仕様書類 2-1-2　地質調査業務委託仕様書】に従い、地盤調査計画書を作成するとともに、敷地内の地質調査を実施し、報告書（基準点、ボーリング、サンプリング及び土質調査、サウンディング、室内土質試験、総合考察等）を作成し、調査職員に提出すること。

イ　埋蔵文化財調査

建設予定地周辺は埋蔵文化財包蔵地であるため、設計の内容について本市文化振興課と協議を行い、現地調査（試掘）の必要の有無を確認する必要がある。

現地調査が必要と判断された場合には、本市文化振興課職員の立会いのもと、受注者の費用をもって、現地調査を実施し、現地調査の結果、埋蔵文化財に影響が及ぶと判断された場合、受注者は、原則として埋蔵文化財を現状保存する方針を踏まえ、埋蔵文化財に影響が及ばない工法等について検討を行い、本市と協議すること。

また、協議の結果、計画の変更が困難な場合は発掘調査を行う場合があり、発掘調査に要する費用については、本市が負担するものとする。

なお、本調査により事業スケジュールに変更が生じる場合等は、本市と協議の上、対応を決定するものとする。

ウ　その他

その他、受注者が設計・施工に当たって必要な調査を実施する場合は、調査着手前に調査計画書を作成し、調査職員（監督員）に提出を行い実施すること。

（６）近隣及び公園施設利用者への配慮

・　受注者は、工事着手に先立ち、施設管理者との調整及び調査等を十分に行い、工事の円滑な進行及び安全を確保すること。

・　受注者は、工事内容を周知徹底して、近隣住民、施設管理者及び施設利用者の理解を得るように努めること。
・　工事の実施により、騒音、振動、悪臭、粉塵、地盤沈下及び交通渋滞等の生活環境に与える影響を考慮し、状況に合わせた近隣対応等を実施すること。
　また、工事に伴う影響を最小限に抑えるための工夫を行うこと。
・　周辺の道路及び公共施設等に損傷を与えないよう十分留意し、万一、工事中に汚損、破損させた場合には、発注者に報告するとともに受注者の負担において補修等を行うこと。
・　工事中は周辺その他からの苦情が発生しないよう十分注意するとともに、万一、苦情その他が発生した場合には、発注者に報告するとともに受注者を窓口として、適切に対応すること。
・　工事により周辺地域に水枯れ等の被害が発生しないよう留意するとともに、万一発生した場合には、発注者に報告するとともに受注者の責任において対応すること。
・　法令に定められたもの及び発注者が自発的に行う近隣住民に対する工事関係の事前説明については、発注者が実施するとともに、受注者はこれに協力するものとする。
・　受注者が自発的に近隣住民等に対する工事関係の事前説明を行う場合は、発注者に事前に承諾を得ること。
　また、説明終了後に説明内容について報告すること。
・　本施設及び近隣への対応について、受注者は発注者に対して、事前及び事後にその内容及び結果を報告すること。

（７）市が行う説明への協力

受注者は、発注者が行う広島広域公園活性化協議会等の説明資料作成等に協力するものとする。

２　設計業務に関する要求水準

設計者は、「広島市委託契約約款（建設コンサルタント業務等用Ｂ）」、「広島市委託契約約款（建築設計業務用）」及び「特記事項」に基づき履行すること。

（１）設計業務の範囲

・　設計業務の範囲は、「第１章　５　本事業の範囲」による。
・　設計者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、調査職員と協議を行うこと。
・　設計者は、本市の【仕様書類 1-1-1　（土木）設計業務共通仕様書】、【仕様書類 1-1-2　（土木）調査・設計・測量業務等共通仕様書（別添）】、【仕様書類 2-1-1　建築設計業務委託共通仕様書】に沿って、業務を行うこと。

・　設計者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、予め調査職員と協議を行うこと。
・　設計段階の提出書類は、【別紙８　提出書類（設計段階)】による。
・　適用基準等で市販されている書籍については、設計者の負担において備えるものとする。

（２）設計業務計画書

・　設計者は、設計業務着手前に、本市の「建設コンサルタント等業務書式集」を活用し、業務工程表、業務実施体制、毎月の設計進捗状況の報告方法（出来高表等）を含む必要事項を記載した設計業務計画書を調査職員に提出し、確認を受けること。
・　設計者は、設計業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にした上で、その都度調査職員に変更業務計画書を提出し承諾を得ること。
・　設計者は、調査職員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出すること。

（３）設計業務

ア　設計業務の進め方

・　設計者は、要求水準、技術提案及び契約時参考内訳書を基に設計期間中に仕様を確定し、設計図書等を作成すること。
・　設計者は、技術提案の内容に関する具体的な検討を行い、設計図書に反映すること。
・　本業務の実施に当たっては、新技術情報提供システム（ＮＥＴＩＳ）等を利用し、新技術・新工法の採用について検討を行うこと。
　採用に係る評価基準は、調査職員から別途指示を受けること。
・　設計成果物については、【別紙６　設計成果物の内容】によること。
・　設計者は、翌月の５日（ただし、連続した休日等の場合は翌日とする。）までに設計推進状況が確認できる資料（出来高表等）を作成し、調査職員に提出し確認を受けること。

イ　工程表の作成

　設計者は、設計業務に関する工程表（許認可に係る期間や調査職員の確認期間も含めたもの）を適切な時期に調査職員に提出すること。
　なお、施工に関する工程と調整を行い、設計業務に関する工程に反映すること。

ウ　設計業務

（ア）設計条件等の整理

・　設計者は、要求水準書及び受注者が提案した技術提案に基づく設計条件等を、調査職員と協議の上、整理すること。

（イ）法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ

・　設計者は、計画に関する法令及び条例上の条件について、設計の内容に即した調査を行い、調査職員に報告すること。

・　設計者は、計画通知等の手続に必要な事項について関係機関と事前に打合せを行い、調査職員に報告すること。

（ウ）上下水道、電力等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

設計者は、整備予定地における上下水道、電力等の供給状況等を調査し、必要に応じて関係機関との打合せを行い、調査職員に報告すること。

（エ）設計図書の作成

・　設計者は、設計図書の作成においては、調査職員と協議を行い施工者が施工すべき構造物、建築物及びそれらの細部形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び品質管理方法等を具体的に記載すること。

・　設計者は、関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、設計に基づき、計画通知に必要な図書を作成し、調査職員に提出し、確認を得ること。

・　設計者は、本市の【仕様書類 1-2-1　（土木工事）仕様書】、【仕様書類 1-2-2　土木工事共通仕様書】、【仕様書類 1-2-4　（土木工事）特記仕様書】、【仕様書類 2-2-1　（建築）共通仕様書】、【仕様書類 2-2-2　（建築工事）共通特記仕様書】、【仕様書類 2-2-3　建築工事特記仕様書】、【仕様書類 2-2-4　建築木造工事特記仕様書】、【仕様書類 2-3-1　（電気設備）特記仕様書】、【仕様書類 2-4-1　機械設備工事特記仕様書】、【仕様書類 2-4-2　（機械設備）特記仕様書】、【2-5-1　建築解体工事特記仕様書】、【仕様書類 3-1-1　地質調査業務特記仕様書】により、施工条件について調査職員（監督員）の確認を受けること。

（オ）設計後参考内訳書の作成

受注者は、工事について設計図書に基づき設計後参考内訳書を作成し、工事着手まで調査職員（監督員）に提出し確認を受けること。

（カ）設計内容の確認

工事着手に先立ち、調査職員（監督員）に設計内容、要求水準確認書、技術提案確認書、設計後参考内訳書を提出し、確認を得ること。

（４）各種資料の作成

ア　設計図書の作成

設計図書の内容は【別紙６　設計成果物の内容】による。

また、設計説明書も合わせて作成すること。

イ　各種説明資料の作成

設計者は、発注者が行う説明等に必要な資料（コンセプト図、パース（４枚程度とし、内１枚は鳥観図とする）を含む）を作成すること。

ウ　設計成果物

設計成果物は電子納品することとし、「広島市電子納品の手引き」に基づき、「電子媒体納品書」とともに提出するものとする。

（５）設計に係るその他の業務

ア　申請手続等

・　設計者は、計画通知等の申請関連業務を行うこと。

なお、申請手続手数料が必要となる場合、その支払いは本事業に含むものとする。

変更があった場合も同様とする。

・　設計者は、その他法令により定められた申請手続を行うこと。

また、設計者は、発注者が行う申請手続や関係機関協議に必要な資料等の作成を行うこと。

イ　交付金・補助金等の申請に係る資料作成

設計者は、発注者が交付金・補助金等の申請等を行う場合に、必要となる資料作成に協力すること。

ウ　設計変更業務

設計者は、設計変更に際し、調査職員（監督員）と協議し、変更に伴う資料作成等の業務を行うこと。

エ　設計意図伝達業務・確認等の業務

設計者から施工者及び監督員に設計意図の伝達等を行うこと。

（ア）設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等

設計者は、施工に先立ち、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を施工者等に対して行うこと。

また、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある場合は施工図等で確認を行うこと。

（イ）工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等

設計者は、施工段階において実施することに合理性がある工事材料、設備機器など及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を監督員に対して行うこと。

（ウ）施工段階における設計変更への対応等

設計者は、施工段階において変更が発生した場合、法適合の観点から、検討・助言を行い、必要に応じて設計図書の修正や手続等を行うこと。

（エ）施工段階における現地確認の立ち会い等

設計者は、施工者が特殊な技術を採用した施工を行う際に監督員から求められた場合、現地確認の立ち会いや協議に応じること。

（オ）施工段階における諸官庁検査及び完成検査への立ち会い等

設計者は、諸官庁検査及び完成検査の立ち会いを行うこと。

（カ）完成引き渡し時の図面及び書類の確認

設計者は、完成引き渡し時の図面及び書類の確認を行うこと。

３　施工業務に関する要求水準

施工者は、「広島市建設工事請負契約約款」及び「特記事項」に基づき履行すること。

（１）施工業務の範囲

- 施工業務の内容及び範囲は、「第１章５　本事業の範囲」による。
- 施工者は、発注資料に明示のない場合又は疑義を生じた場合には、監督員と協議すること。
- 施工者は、要求水準書及び受注者が提案した技術提案内容に基づいて設計され、調査職員（監督員）の確認を得た設計図書に基づき施工を行うこと。
- 施工者は、受注者が有効と考える特殊な工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員と協議を行い、採用を検討すること。
- 提出書類については、本市の「請負工事様式集」を活用すること。
- 施工段階の提出書類、引渡書類等は、【別紙９　提出書類（施工段階）】及び【別紙７　引渡書類】による。
- 土木工事については、本市の【仕様書類 1-2-3　土木工事共通仕様書　施工管理関係】により、監督員と業務内容について確認を受けること。

（２）施工計画書等の作成

施工者は、本市の【仕様書類 1-2-2　土木工事共通仕様書】及び公共建築工事標準仕様書等に基づき施工計画書を作成すること。

なお、施工計画書は、原則として該当する工事着手時期を考慮して、監督員の確認を得ること。

また、品質管理計画書は、原則として該当する工事着手の７日前までに、監督員の承認を得ること。

（３）施工業務

ア　工程表の作成

施工者は、次に示す施工業務に関する工程表を適切な時期に監督員に提出すること。

- 全体実施工程表
- 月間工程表

イ　各種図面の作成

施工者は、製作図、施工図、完成図等を作成すること。

ウ　仮設計画図の作成

施工者は、全体の仮設計画図（仮囲い等）及び工種ごと（掘削時、荷揚げ時等）の仮設計画図を作成すること。

エ　工事状況の説明・報告

施工者は、工事状況を監督員に毎月報告する他、必要に応じ施工の事前説明及び事後報告を行うこと。

オ　工事により発生する廃材・廃棄物・建設発生土等の処理

・　施工者は、工事から発生した廃棄物等については、法令等に定められたとおり適切に処理すること。

・　施工者は、工事により発生する廃材等については、積極的に再利用を図ること。

カ　資機材の先行発注

施工者は、工事着手に先立ち資機材を発注する場合は、発注しようとする資機材の内容について、原則として発注する７日前までに監督員に提出し確認を受けること。

キ　作業日・作業時間の遵守

工事の作業日・作業時間については、以下に示す考え方を目安とするが、工事着手前に監督員等と十分に確認・調整を行い、対応を決定するものとする。

・　作業時間は、概ね午前８時３０分から午後５時までを基本とする。

・　大きな騒音・振動を伴う作業は、午前９時から午後５時までとし、事前に近隣へ周知・連絡する等、十分配慮して行うこと。

・　土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始休暇（12 月 29 日～１月３日）及び８月６日は休日とする。

やむを得ず作業を行う場合は、休日作業承認願を提出し、承諾を得ること。

なお、休日作業に当たっては、監督員と協議の上、極力音の出る作業を行わない、事前に周知する等、十分配慮して行うこと。

・　「広島市週休２日工事試行要領」の実施については、本工事は、「発注者指定型」の対象工事とする。

適用方法については、募集要項「24　その他」（３）を確認すること。

ク　工事関係車両の通行に係る安全管理

・　資材・仮設材等の搬入出時及び大型車両の入出時等には、車両出入口に交通誘導員を配置すること。

・　工事車両の運行については、工事関係車両のタイヤ等に付着した土砂等により道路を汚すことがないよう、工事関係車両のタイヤ等を清浄するとともに、道路を汚した場合は、速やかに清掃を行うこと。

・　工事関係車両は整備区域内に駐車すること。

ただし、整備区域内に駐車できない場合は、施工者にて適切な駐車場を確保すること。

ケ　工事現場の管理等

・　建設工事を実施する範囲を仮囲いで確実に区画し、区画外に建築資材の仮置き

や駐車を生じさせないこと。

・　周辺地域の環境に配慮して、作業環境の改善、作業現場の美化等に努めること。

・　夜間等における不法侵入を防止する等、工事範囲内の保守管理を行うこと。

コ　工事用水等

工事用水、下水、工事用電力等は施工者が水道局等と個別に契約し引込みを行うこと。

サ　施工中の安全管理

・　施工中の安全管理に関しては、「建築工事安全施工技術指針」、「建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編」等に従い、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故の防止に努める。

また、同指針等に従うだけでなく、第三者災害の防止対策を事前に十分検討の上、実施する。

・　第三者災害防止対策として、適切な安全誘導員や警備員の配置、工事作業員の新規入場者教育、現場安全パトロールの実施等を徹底し、工事によるトラブルや事故が起きないようにする。

・　火気の使用や溶接作業等を行う場合は、火気の取り扱いに十分注意するとともに、適切な消火設備、防炎シート等を設ける等、火災の防止措置を講じるものとする。

・　シンナー等の薬品の管理については、工事現場や倉庫等での保管を厳重に行い、また、車両に積載した状態でその場を離れる場合は、盗難防止措置を講じること。

・　工事現場の安全管理において、電気・ガス・給排水・その他危険箇所等の巡視を定期的に実施し、監督員に報告すること。

シ　石綿含有建材の処理

飛散性のある石綿、石綿含有仕上塗材及び非飛散性の石綿含有建材の処理、処分は、法令等を遵守するとともに、「改訂　既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2018　（一財）日本建築センター」、「建築物等の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針　平成 28 年４月 28 日　国立研究開発法人建築研究所」及び「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル［2.20 版］　厚生労働省」に従って行うこと。

また、工事着手前に十分な現地調査・成分試験等を行い、その結果を反映した施工計画書を作成し、監督員の確認を受けること。

なお、撤去工事に当たっては、工事作業の安全確保に加え、周辺に対する石綿の飛散防止対策を十分に行うこと。

（４）工事検査、中間検査等及び引渡し

・　本工事は、中間検査の対象工事である。

・　施工者は、監督員による検査に先立ち自主検査を行うこと。

・　中間検査の実施時期については、監督員から通知するものとする。
・　検査の実施において検査員が必要と認めたときは、工事目的物の最小限を破壊して検査をすることができる。
　この場合において、当該検査及び復旧に関する費用は、施工者の負担とする。
・　施工者は、検査において改善を指示された場合、速やかに改善するものとする。
・　施工者は、工事完了までに関係法令に基づく検査を受けること。
　また、発注者の完成検査を受け、合格した上で引渡しを行うこと。

（５）施工に係るその他業務

施工者は、発注者が交付金・補助金等の申請等を行う場合に、必要となる資料作成に協力することとする。